

第1回口頭弁論にあたり、一言申し上げます。

本件の原告も被告も労働組合の役員です。労働組合は組合員が主人公であり、組合員と組合員、役員と組合員、役員と役員の信頼関係が運動の基本です。役員はそのことを肝に銘じて活動しなければなりません。

ところが被告の津崎さんは、ＪＲ総連近畿地協の議長という東海、西、貨物、３つの組合の連合体の長でありながら、嘘の報告書である「津崎文書」を作成し、それを基に、私たち原告らが「組織破壊行為を行った」とＪＲ総連や各単組に報告しました。これが、本件「名誉毀損」事件の出発点であり、原告らが「組織破壊者」との汚名を着せられ、ＪＲ東海労がＪＲ総連を除名になる発端となったのです。

被告の津崎さんは、昨年１１月２６日に開催された「近畿地協第３５回定期委員会」での原告・渡邊らの「発言とビラを配布」行為を、「委員会終了後に開催した緊急常任委員会で組織破壊攻撃と全常任委員で確認した」と、上部組織であるＪＲ総連や西・貨物等の組合に嘘の報告をしました。しかも、私たちＪＲ東海労出身の役員から、「嘘を言うな」「そんな事実はない」「証拠として、録音がある」と反論されると、定期委員会が終了して半月も経過した地協常任委員会で、あっさりと「ごめんなさい、謝ります」と言いながら、「改めて、組織破壊攻撃と確認した」などと全く理解できないことを言い出したのです。

私たち原告が、「津崎文書」の存在を初めて知ったのは、２０２４年１月末に「津崎文書」が郵送されてきた時で、「津崎文書」の作成は１１月２７日ですから、約２ヶ月後に初めてその存在を知ったのです。

ところが、「津崎文書」が作成された２日後の１１月２９日には、すでにＪＲ貨物労組の代表者会議で「取扱注意」の資料として配布され、ＪＲ西労の地協役員等にも配布されていました。ようするに、「津崎文書」は、「近畿地協第３５回定期委員会」の２日後にはすでに出回っていたのです。私たちが「津崎文書」の存在を知った時点には、すでに私たちは、全国に「組織破壊者」の汚名を着せられ周知されていたのです。

ＪＲ総連は、「津崎文書」による「近畿地協からの報告」を基に、私たち原告とＪＲ東海労新幹線関西地本を組織破壊者に仕立て上げ、ＪＲ東海労を制裁にかけ「除名」することを決定しました。

すべての発端は「津崎文書」です。この頃、ＪＲ総連は、「すでに津崎さんは嘘の報告書を撤回し、関係者にも謝罪している。」と言っています。しかし、津崎さんは、私にも、小林にも謝罪などしていません。ＪＲ総連が言っていることは嘘です。実際、津崎さんは、私たちが抗議と謝罪を求める書面を郵送したら、その封書の「受け取り拒否」をされました。

このような津崎さんの姿勢は、「いかに組織をまとめるのか」ではなく、「いかに対立を作るのか」としか言いようがありません。したがって、私たちは、裁判沙汰になる前に、お互いによく話し合えば解決できると思っていましたが、それは叶わず、残念ながら本件を提訴することになりました。

信頼関係は組合運動の基本です。役員はそのことを肝に銘じて、「嘘をつかない」「誠実に活動する」必要があります。嘘の報告を平然とした被告の津崎さんには、襟を正して反省し謝罪することを求めます。

また、この法廷を傍聴されている組合員の皆さんにも、労働組合とは何か、役員はどうあるべきか、本件を機会によく考えていただきたいと思います。

最後に、裁判所におかれましては、事実認定を間違えず、正しくご判断いただくようお願い申し上げます。

２０２４年１０月２５日

原告 渡邊 幹夫 小林 國博